

教育長コラム

No.06



「シビックプライド」の姿に学ぶ

日々、地域・市民の皆様からの、学校や子ども達への温かいご支援を実感しています。今回は、最近出会った二つの出来事をご紹介します。

①令和6年7月16日、教育委員会は、「令和6年度 第1回学校運営協議会委員 会長研修・連絡会」を開催、各校の学校運営協議会(以下「協議会」)会長の皆様が、互いの協議会運営について情報交換するとともに協議会の在り方等について意見交換を行いました。当日の、協議会長からのご報告、また、グループ協議におけるご発言の一部を紹介させていただきます。

それぞれのご発言は、地域で暮らし、社会に活躍する方々ならではの視点に基づくお考えやアイデアであり、さらに、協議会の力を生かし学校の運営をしっかり支えていくことのエネルギーが溢れていました。加えて、各小学校長の経営方針への深いご賛同のお声も複数いただきました。

「学校運営協議会」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置し、学校運営協議会を設置している学校をコミュニティ・スクールと称します。保護者や地域の方々、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みです。その主な役割としては、「学校運営の基本方針を承認すること」が出来る「教職員の任用」に関する意見を述べることが出来る「旨、定められています。稲城市では、令和4年4月1日に市立学校18校に「学校運営協議会」が設置され、全校がコミュニティ・スクールになりました。なお、協議会委員につきましては、「稲城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」において、地域住民・保護者・地域学校協働活動推進員・校長等から5人以上10人以内を、校長の推薦により教育委員会が任命することとしています。

その在り方等に関する検討会議最終まとめ(令和4年3月、文科省)とされ、さらなる質的向上の必要性も指摘されています。そのような全国的な状況の中において、本市の学校運営協議会は、「基本方針の承認」や「学校運営への意見を述べて、学校運営に関する課題を具体的に解決していきましょう」との姿勢のもと、実に活発な協議が展開されているのです。私は、委員の方々が、それぞれの「得意分野」について発信しながら主体的に協議を展開されていることに、深く敬意と感謝を感じました。

また、様々な機会において、市内の事業所経営者の方々から、事業発展への思いや方策を伺い、大変学ばせていただいたてまいりました。このような出会いを重ね、私は、「本市で事業展開される方々から、稲城市の子も達が、直接、『起業家の精神』というものを学ぶ機会をつくりたい」という思いを抱くようになりまし。そこで、昨年度末、奈良部会長のご高配を賜り、稲城市立中学校「職場体験」について新たな受入事業所の拡大をご相談申し上げましたところ、令和6年度の実施に向け多くの稲城市商工会員の皆様にご快諾をいただき、事前に、「職場体験楽しみたい」として、特別のワークショップのプログラムを作成しました。

た。」というお声などもいただきました。起業家・経営者としての知見に裏付けられたご指導は、子ども達にとって貴重な学び・体験となることと、大変ありがたく存じます。

学校運営協議会委員、職場体験受入事業所の皆様に共通しているのは、「地域に暮らし、社会に生きる視点」を基盤に、学校を、子ども達を、そして稲城市を、社会全体を、自らのお力をフル回転させ向上させていくことの、熱いご意思です。まさに、「シビックプライド」、そのお姿を身近にすれば、本市の子ども達も自らの「シビックプライド」を磨き上げていけるのではないかと、希望に胸が高鳴ります。

また、ここに紹介いたしました事例は、最近の新たな連携であり、本市の教育は、これまでも長いこと、地域・保護者の皆様から厚いご支援を賜ってきております。梨・ぶどうの栽培や米作り等の体験学習にご指導くださる皆様、既に以前から職場体験を受け入れてくださっている皆様、地域教育懇談会、PTA、学校支援コンシェルジュの皆様など、多くの方々の、学校と子ども達へのご支援の積み重ねが、さらに多くの方々に広がり、新たなご支援に繋がっていることを感じております。

改めまして、ご本業等にご多用の中のご支援にお礼を申し上げますとともに、皆様のお力・お姿を、「シビックプライド」の精神を備えた、持続可能な社会の創り手の育成に繋がってまいります。

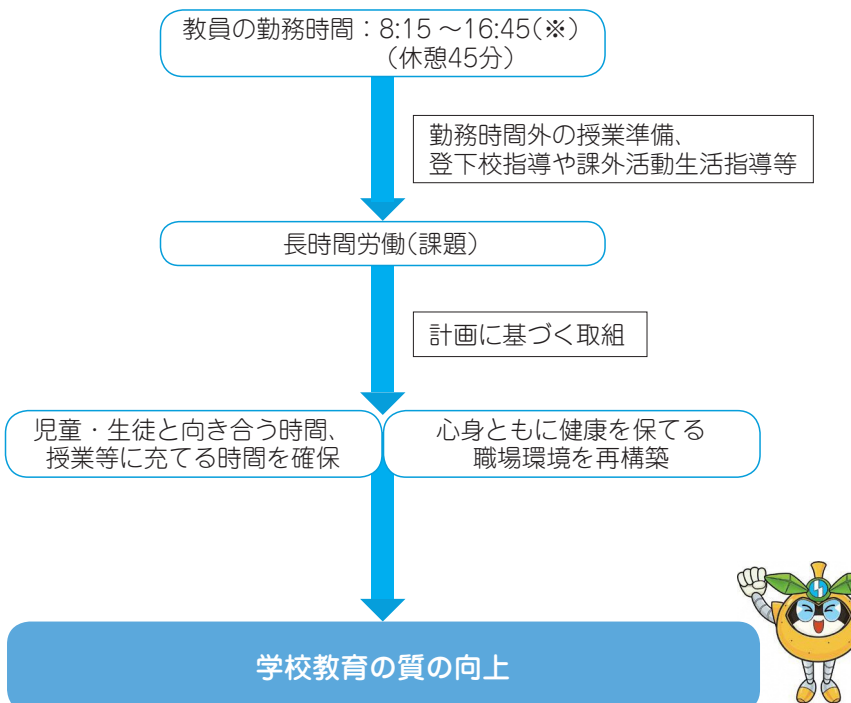
稲城市教育委員会教育長

杉本真紀子

学校における働き方改革へご理解・ご協力をお願いします！

子ども達に効果的な教育活動を行うためには、教員が健康で生き生きと働くことが大切です。稲城市教育委員会では、令和5年3月に「第二次稲城市立学校における働き方改革実施計画(計画期間:令和5年度~令和7年度)」を策定し、本計画に基づき、教員の働き方改革を行っています。

～働き方改革の必要性～



～現在取り組んでいること～

- 1 勤務時間外における電話音声対応メッセージによる自動応答(市立小中学校全校)
教員の勤務時間(8:15~16:45)外は、学校への電話は、電話音声対応メッセージによる自動応答となります。
音声応答となる時間
月曜日~金曜日 8:15~16:45以外で学校が定める時間
土曜日、日曜日及び祝日 終日
※児童・生徒に係る事件・事故等で急を要する場合は稲城市役所代表(042-378-2111)へご連絡ください。
2 夏季休業期間中における学校閉庁日の設定(市立小中学校全校)
学校の教育活動等を行わない夏季休業期間中で、学校が定める任意の日(期間)を、学校閉庁日としています。
3 部活動の活動時間や休養日の基準設定(市立中学校全校)
部活動の活動時間や休養日を設定し、部活動を運営しています。

学校現場では、「地域とともにある学校」を理念に運営を行っておりますが、働き方改革の推進により、教員によるこれまでと同様の対応が困難となることも出てまいります。子ども達と向き合うための時間や、授業準備の時間を確保できるよう一層の取組を進めてまいります。保護者・地域の皆様におかれましても、次代を担う子ども達のため、働き方改革に対するご理解とご協力をお願いいたします。



※ 早朝や16時45分以降は勤務時間外となります。
※ 勤務時間の割り振りは学校によって異なります。